

富山県防災・危機管理センター（仮称）
基本計画（素案）

平成30年 6 月

富 山 県

目 次

1. 富山県防災・危機管理センター（仮称）基本計画の策定	1
（1）背景	1
（2）危機管理センターの整備	1
（3）基本計画の位置付け	1
2. 防災・危機管理センター（仮称）の整備場所	2
（1）立地条件	2
（2）立地場所の選定	2
3. 本県の現状と課題	3
（1）防災・危機管理拠点としての課題	3
（2）災害時におけるライフライン、防災情報機能等の課題	5
（3）地域防災力にかかる課題	9
（4）周辺環境への配慮	10
4. 「危機管理センター」整備の基本的な考え方	11
5. 「危機管理センター」の基本的な機能・性能	13
（1）防災・危機管理機能の強化【非常時】	13
（2）地域防災力の向上【平常時】	17
（3）景観や周辺環境の保全等への配慮	18
6. 「危機管理センター」の規模	19
（1）必要規模の考え方	19
（2）諸室の床面積及び必要設備・備品	20
7. 整備スケジュール	22

1 富山県防災・危機管理センター（仮称）基本計画の策定

（1）背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、防災拠点となる行政庁舎が被災して、初動対応の遅れや災害応急対策に支障を生じた事例がありました。また、政府や他自治体等からの応援を受入れる体制が確立されていなかったことなどが課題とされています。

現在は、災害が少ないといわれる富山県においても、呉羽山断層帯などの活断層による地震や津波、台風や集中豪雨による風水害、豪雪、火山の噴火などによる大規模災害に備えるとともに、近年の北朝鮮による弾道ミサイル等への対応など、多様化する危機管理事案への対応が必要となっています。

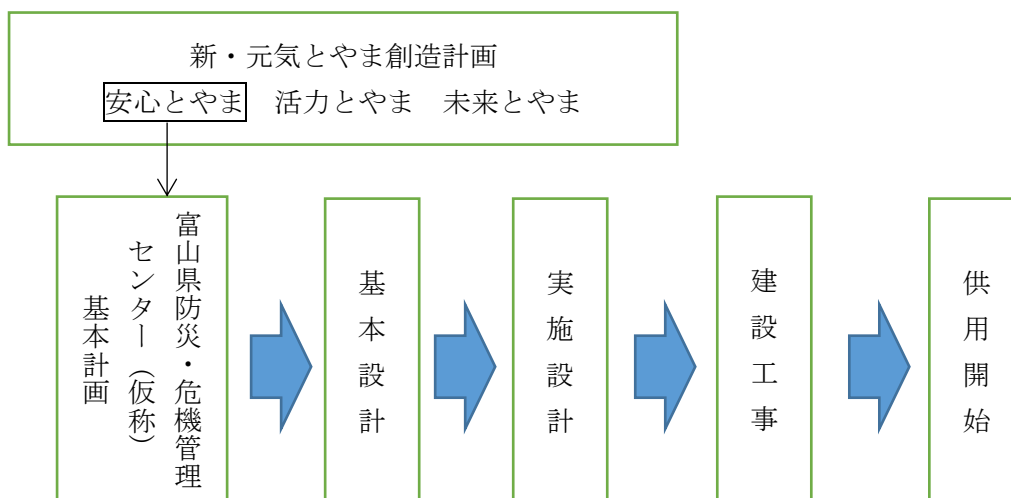
（2）危機管理センターの整備

このため、災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や政府現地災害対策本部室、防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを備えた「富山県防災・危機管理センター（仮称）」（以下「危機管理センター」という。）を整備することとしました。

なお、平常時には、地域防災力の向上を図るため、県民の防災意識の高揚や、消防団や自主防災組織等の訓練・研修の場とするなど、有効に活用したいと考えています。

（3）基本計画の位置付け

この基本計画は、「危機管理センター」整備に対する考え方や必要な機能・性能等について取りまとめたものであり、今後、基本設計や実施設計に反映しながら、建設を進めていくこととします。



2. 「危機管理センター」の整備場所

(1) 立地条件

災害対策本部等設置時は県庁の各部局が連携して効率よく一体的に対応する必要があります。そのため、知事や関係職員が迅速に参集できる県庁敷地内に整備します。

(2) 立地場所の選定

県庁本館は平成27年8月に国登録有形文化財となっており、本館内に新たに必要スペースを確保することは困難な状況です。

整備場所は委員会で検討

【整備場所の概要】

位置図	
地域地区	商業地域
建ぺい率・容積率	40%・500% ※富山市都市計画上、一団地の官公庁施設として40%となっています。
航空法による規制	規制なし

※免震構造とする場合は、地質調査の実施が必要
(設計プロポーザル採用業者と調整)

3. 本県の現状と課題

様々な災害や危機管理事案が発生し、全庁的な対応が必要なときは、県地域防災計画や危機管理基本指針に基づいて、災害対策本部等を立ち上げることであります。具体的には、県庁本館4階に災害対策本部員室（大会議室）及び災害対策本部室（大ホール）等を設置しますが、次のような課題があります。

(1) 防災・危機管理拠点としての課題

① 庁舎スペースの不足

- ・ 災害対策本部室等は常設でないため、事案発生後に、机や椅子の配置、パソコンやプリンタ、電話の配線を行わなければならない、設置に時間がかかります。(※)
- ※ 平成23年5月に県庁4階大ホールを改修（床面2重構造化）し、あらかじめ床下に配線を敷設することにより、設営時間の短縮を図っています。
- ・ 職員や防災関係機関等多くの人数の動員が必要となるため、現状の4階大ホールではスペースが不足しています。また、政府現地対策本部や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースがありません。
- ※ 災害対策本部室（大ホール：約240㎡）には、自衛隊、警察、消防、DMAT（災害医療対策チーム）等防災関係機関との連携のためのスペースが不足しており、また、県庁舎内には、それぞれの防災関係機関等が活動する受援のためのスペースがありません。
- ※ 政府現地対策本部は、県庁3階特別室（約100㎡）を想定していますが、国が求める面積（約200㎡）の約半分となっています。
- ※ 大規模災害時には、全国からマスコミが集まりますが、プレスセンターがありません。
- ※ 危機対応活動が長期化した場合の本部要員の仮眠室、シャワー室等がありません。

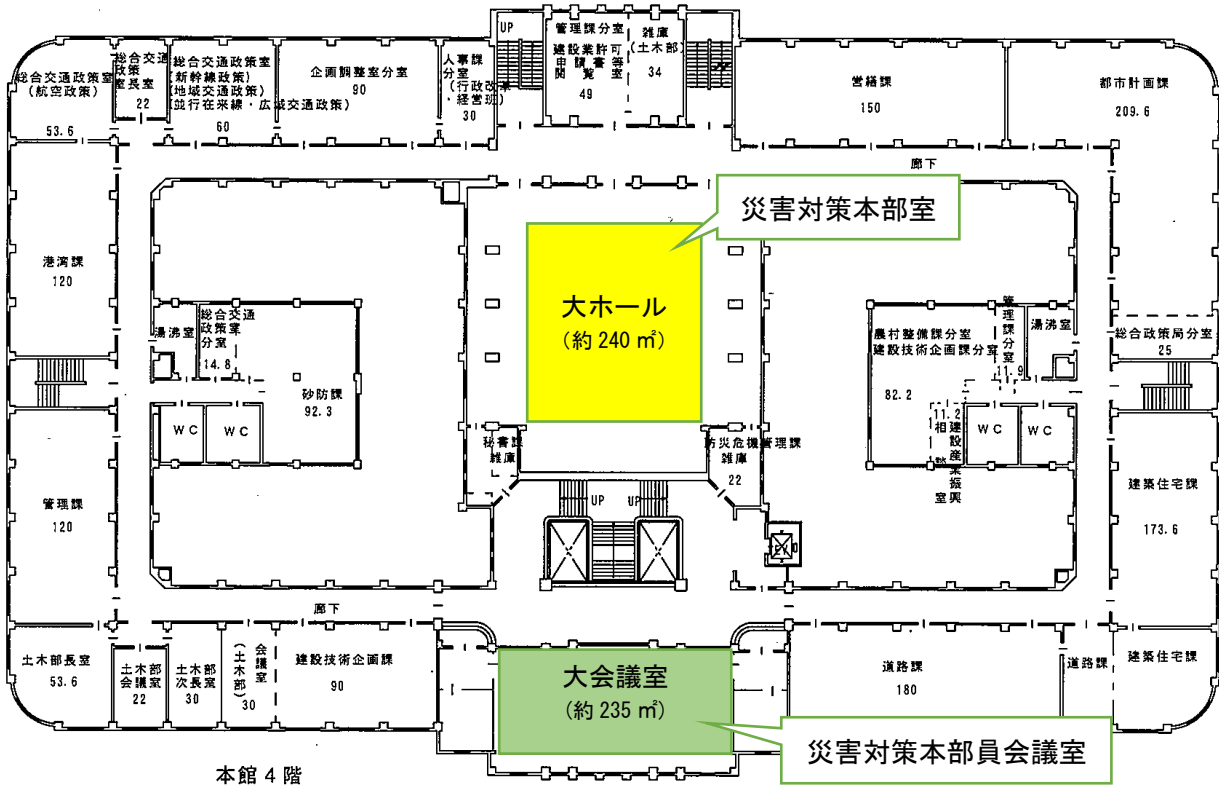
【参考】防災・危機管理にかかる本県の取組み

これまでも、災害や危機管理事案発生の際の速やかな把握や対応の強化を図るために、以下のような取組みを行っています。

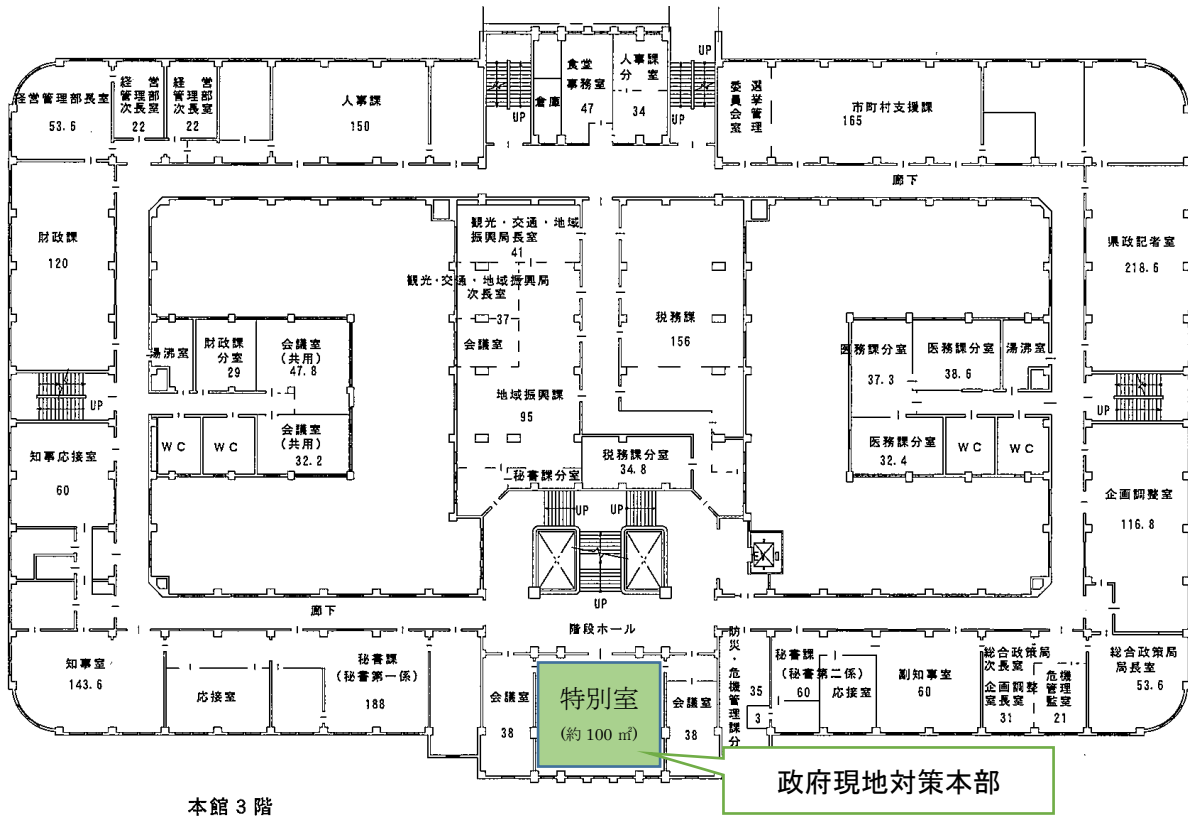
- ①平成16年12月 夜間、休日の宿日直職員の配置
- ②平成17年4月 危機管理監の配置（兼務）
- ③平成18年4月 危機対策本部設置基準の明確化
- ④平成20年4月 消防課、防災・危機管理課の2課体制
- ⑤平成23年5月 県庁4階大ホール改修
- ⑥平成24年4月 広域消防防災センター設置
- ⑦平成30年4月 危機管理監の専任化
- ⑧平成30年度中 「受援計画」の策定（予定）

【参考】現状の県庁本館の災害対策本部室等の配置

【県庁本館4階】



【県庁本館3階】



② 耐震性能の不足

県庁舎は、防災拠点としての機能を維持するために必要な耐震性能の目標値（構造体Ⅰ類の耐震安全性（※））はほぼ満たしており、地震による建物倒壊の恐れは少ないと考えていますが、非構造部材の落下防止やライフライン及び情報システム等の使用継続のため、更なる耐震安全性の向上が求められます。

※「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日）に定める防災拠点となる庁舎に必要な、通常の 1.5 倍の耐震安全性のことで、「大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られていること」を目標とするもの。（I_s 値 0.90 以上が必要）

③ 耐浸水性の不足

県庁舎は、神通川が氾濫した場合、最大で 5 m の浸水区域（※）にあるため、水害時に被害が生じる恐れがあります。

※ 神通川洪水浸水想定における「想定最大規模」の場合の浸水深
国において、想定し得る最大規模の降雨（以下「想定最大規模降雨」という。）を前提とした浸水想定区域を公表しています。

※ なお、防災行政無線にかかる通信用発電機については、平成 29 年 3 月に地上から 2 m に嵩上げしています。

④ 駐車場の不足

事案発生時には、災害対応車両や緊急車両、マスコミ等の車両が集まってくることが想定されますが、専用駐車スペースが確保されておらず、駐車スペースが不足する恐れがあります。

(2) 災害時におけるライフライン、防災情報機能等の課題

① ライフライン（電気、給排水、ガス等）

ア. 電気

停電になった場合、非常用発電機を作動させることとしていますが、老朽化しているうえ、燃料タンクの容量上、給油がなければ、24 時間しか電力供給できない状況です。

また、受変電設備や非常用発電機等が庁舎 1 階にあり、浸水時に電力が途絶する恐れがあります。

イ. 給排水

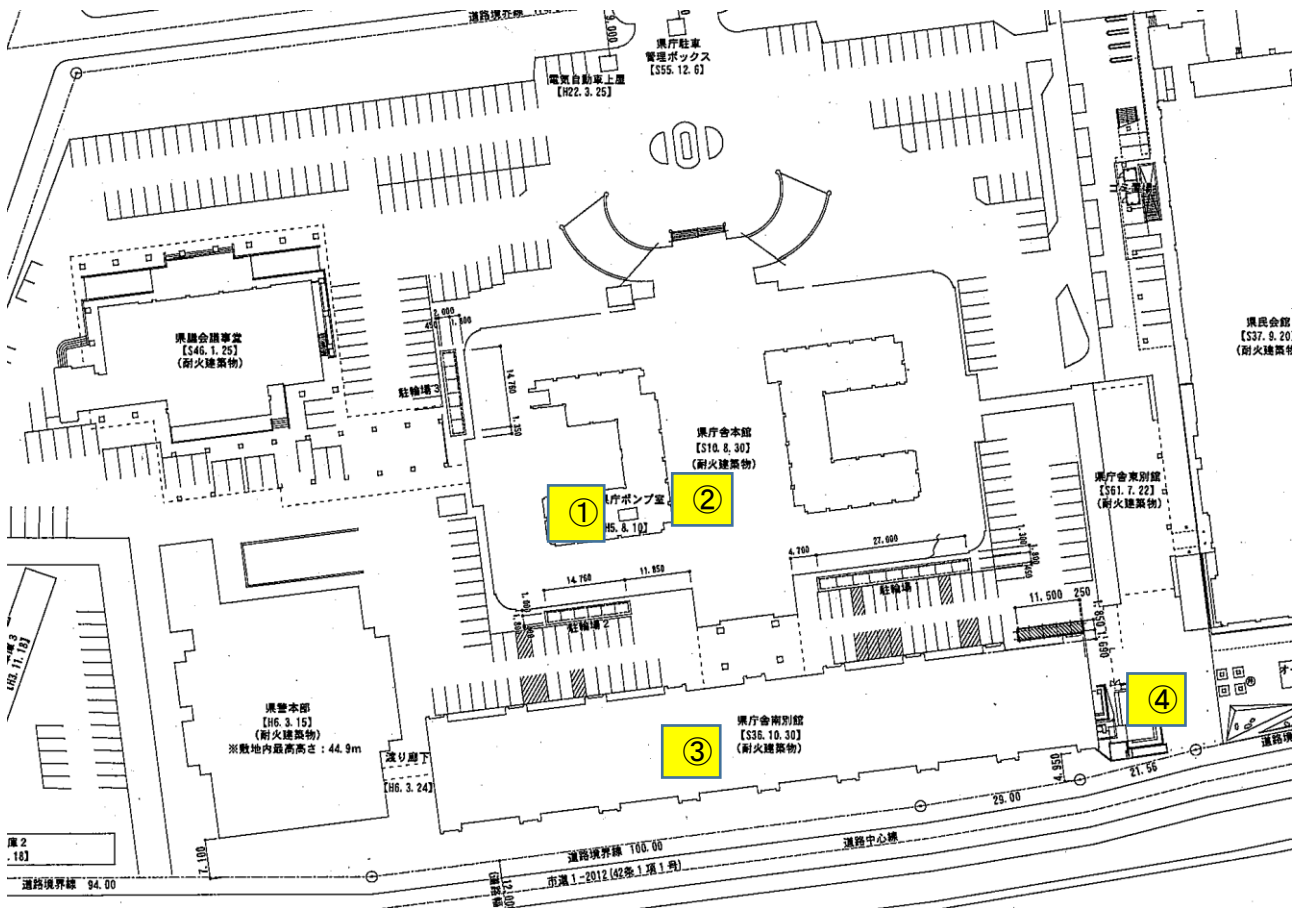
井戸水（本庁舎、南別館）と水道（東別館、議事堂）により給水されていますが、地震等により地下水の水濁りや断水等が生じたりする恐れがあります。

また、受水槽のポンプが庁舎 1 階にあり、浸水等によりポンプが故障した場合、給水が途絶する恐れがあります。

ウ. ガス

県庁舎の空調にはガスを使っていますが、ガス供給が止まった場合、災害対策本部等の執務環境が悪化する恐れがあります。

【参考】現在の県庁舎の主なライフライン設備



	<p>①通信用非常用発電機 (本館西側中庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンク (軽油 8 4 2 . 40) サービスタンク (軽油 9 3 0 0) ・地上 2 m に嵩上げ 		<p>②本館変電設備 (本館 1 階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本館全体の変電設備
	<p>③高圧受電設備 (南別館 1 階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力からの県庁受電設備 ・県庁全館の高圧電力を一括で受電し、各館の変電設備に送電) ・手前 2 台の筐体のうち、手前が常用線、奥が予備線 (北陸電力からの供給変電所も別) 		<p>④非常用発電機 (南別館東側屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁全体をカバー



④非常用発電機燃料タンク

(南別館東側屋外)

・地上タンク

A重油 1,395ℓ+1,040ℓ

・地下タンク

A重油 15,000ℓ

※無給油で県庁全体を24時間稼働可能

② 防災情報システム等の課題

ア. 防災情報システム等の確保

総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等に関する機器が本庁舎1階に設置されており、浸水時に被害にあう恐れがあります。

また、機器や電源のバックアップが確保されていないものもあり、地震等によりシステム障害が発生した場合に、危機対応に支障が生じる恐れがあります。

【災害対応業務に係る本県の情報通信機器】

種別	設備名称	担当所属	概要	設置個所
情報システム	県総合防災情報システム	防災・危機管理課	災害情報を収集・集約して防災関係機関と情報共有を図るとともに、Jアラート等との連携により住民等へ迅速かつ的確に情報配信	1F 電算機室
情報システム	県震度情報ネットワークシステム	防災・危機管理課	県内に設置された計測震度計から情報収集	1F ネットワーク管理室
情報システム	県気象情報収集システム	防災・危機管理課	気象協会から気象及び地震の情報収集	2F 防災情報管理室
情報システム	気象庁防災情報提供システム	防災・危機管理課	気象庁から気象警報等の情報収集	2F 防災情報管理室
情報システム (原子力)	県環境放射監視ネットワークシステム	環境保全課	県内に設置されたモニタリングポストから大気中の放射線情報収集、配信	1F 電算機室
情報システム	【検討】北陸地方整備局TV会議システム	土木部	県と北陸地方整備局の間で映像を相互に伝達	
情報システム	県除雪情報システム	道路課	県内に設置された凍結計、積雪計、路面監視カメラから情報収集、配信	4F 道路課
情報システム	県河川情報システム	河川課	県内に設置された雨量計や水位計から情報収集	5F 河川課分室
情報システム	県土砂災害警戒情報支援システム	砂防課	気象庁から土砂災害情報を収集し、配信	5F 河川課分室
通信設備	Jアラート	防災・危機管理課	内閣府からの弾道ミサイル情報、大津波警報などの緊急情報を瞬時に伝達	2F 防災情報管理室
通信設備	中央防災無線	防災・危機管理課	中央省庁、都道府県、防災関係機関の間で音声、画像を相互に伝達	2F 防災情報管理室
通信設備	消防防災無線	防災・危機管理課	消防庁、都道府県、消防本部(局)の間で音声、画像を相互に伝達	2F 防災情報管理室
通信設備	消防庁一斉受令装置	防災・危機管理課	消防庁から各都道府県へ音声、画像を一斉伝達	2F 防災情報管理室
通信設備	【検討】陸上自衛隊専用回線	防災・危機管理課	県と陸上自衛隊第14普通科連隊の間で音声、画像を相互に伝達	
通信設備	その他防災無線	防災・危機管理課	防災関係機関と音声を相互に伝達(固定局、移動局)	2F 防災情報管理室ほか
通信設備 (原子力)	北陸電力専用回線	防災・危機管理課	県と北陸電力の間で音声、画像を相互に伝達	
通信設備 (原子力)	県原子力防災ネットワーク	防災・危機管理課	県と志賀オフサイトセンターを接続し音声、画像、映像を相互に伝達(志賀オフサイトセンターにて統合原子力防災ネットワークと接続)	4F 大ホールほか
通信設備	ヘリコプターテレビ電送システム	消防課	消防防災ヘリコプターからの映像を迅速・正確に伝達	4F 大ホールほか
通信設備	県防災行政無線 (光回線、LASCOM衛星回線、衛星携帯回線)	管財課	県、市町村、防災関係機関の間で音声、画像を相互に伝達	1F ネットワーク管理室ほか
通信設備	国土交通省マイクロ回線	河川課	県と国土交通省の間で音声、画像を相互に伝達	5F 河川課分室

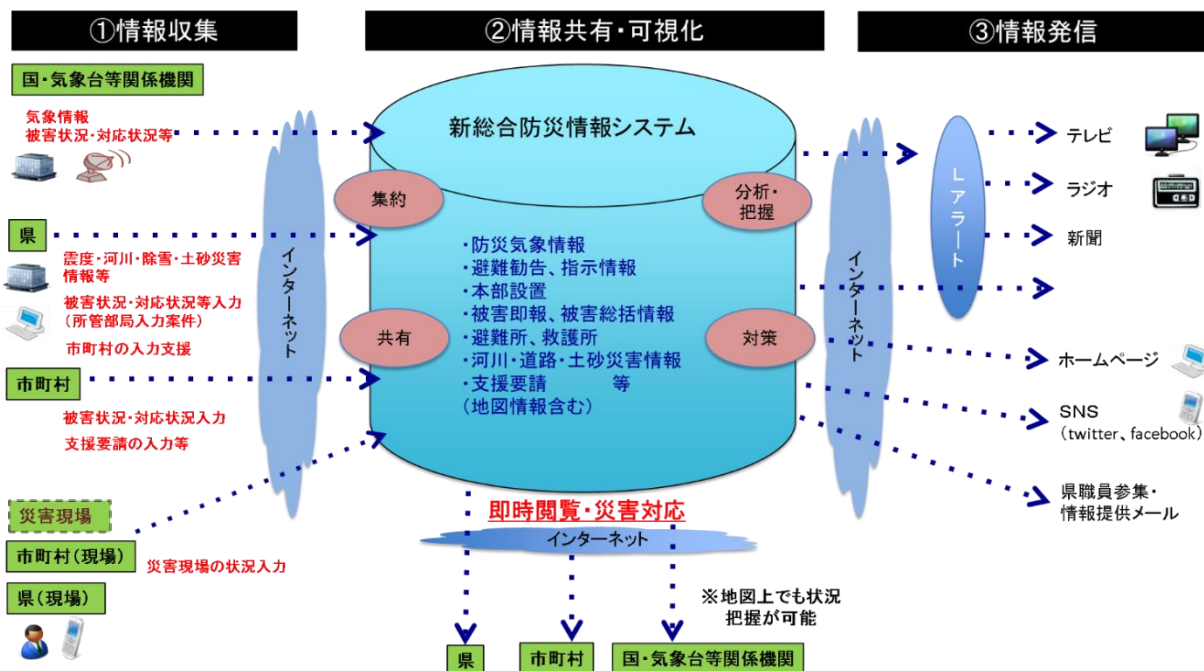
イ. 映像情報システムの老朽化

災害応急対策の検討には映像情報の活用が効果的です。現在の設備はテレビやヘリコプター、ドローンからの映像、総合防災情報システムの画像など複数の映像情報の同時表示ができず、関係機関との共有もできません。

【参考】富山県総合防災情報システム

- 被害情報等の迅速な収集・整理、市町村・関係機関との円滑な情報伝達のため、平成 28 年 8 月より運用しており、気象庁防災情報提供システムや県河川情報システム、県土砂災害警戒情報支援システムなどと連携を図っています。
- さらに、大規模災害時には、ID やパスワードの臨時付与により、国や他県などもネットワーク接続が可能となり、情報の一元管理と共有化が図れます。

【富山県総合防災情報システムの概要・イメージ】

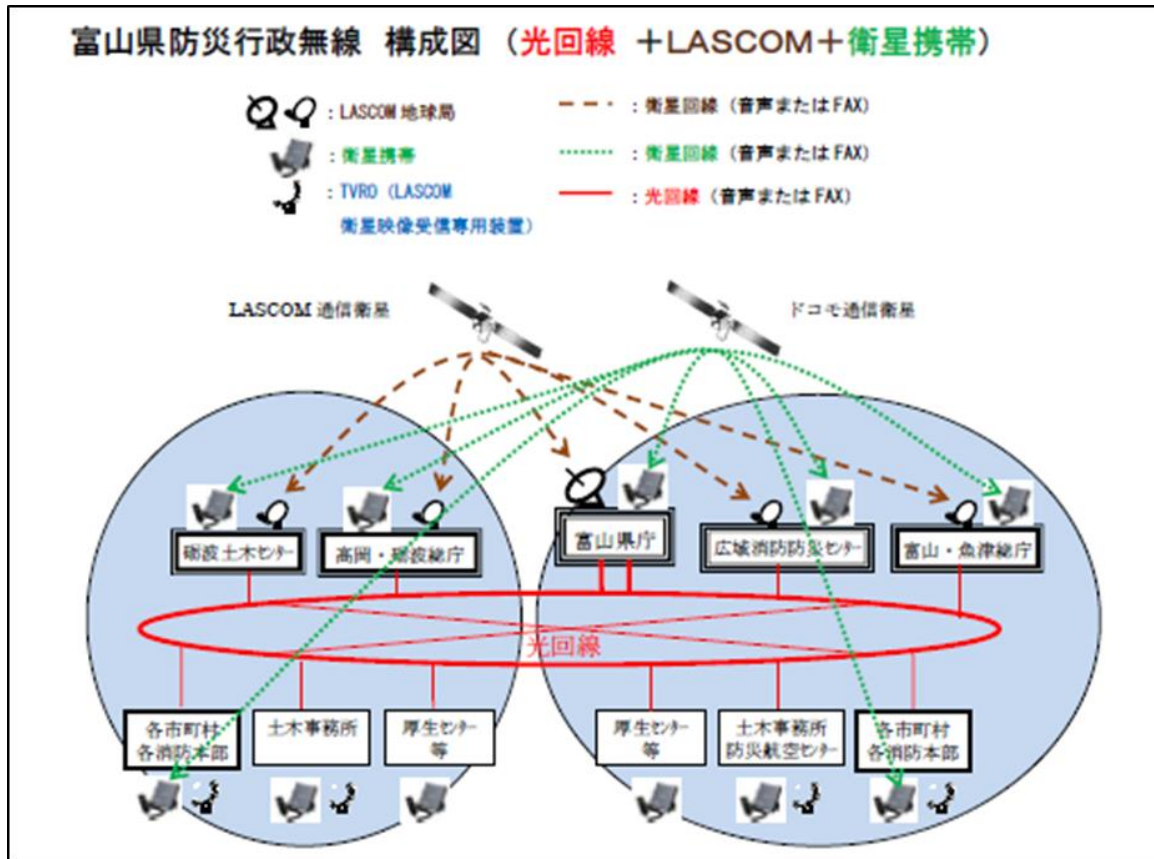


【参考】富山県の防災行政無線

- 平成 29 年 4 月から新しい防災行政無線を運用しており、主回線を光回線、副回線を LASCOM 衛星回線（※）と衛星携帯回線とする三つの回線を組み合わせて信頼性を高めています。
- その他、地上系無線として、車載型の衛星携帯電話の全県移動局と、アナログ地上無線を利用した地区別系移動局で構成しています。

※LASCOM：（一財）自治体衛星通信機構が管理運営する地域衛星通信ネットワーク

【富山県防災行政無線の概要・イメージ】



(3) 地域防災力にかかる課題

① 県民の防災意識の高揚

多くの大規模災害の教訓から、自らの命は自らが守る「自助」、地域の安全は地域で守る「共助」の重要性が明らかになっています。「自助」「共助」の主役となる県民への更なる周知が必要です。

② 自主防災組織の組織率

本県の組織率は伸びている (H29.4月 79.0%) ものの、全国平均 (同 82.7%) を下回っています。特に、都市部を擁する富山市や高岡市では組織率が低い状況にあります。

③ 消防団員数

消防団員数はほぼ横ばい傾向ですが、高齢化等による減少が懸念されています。特に、市街地や新興住宅地において、消防団への理解が不足し、団員の確保が難しくなっています。

④ 広域消防防災センターとの連携・活用

平成24年4月開設の広域消防防災センターは、全国トップクラスの訓練施設として消防・防災関係者に活用されるとともに、体験型学習施設「四季防災館」は、広く県民に利用されています。

今後、「危機管理センター」の交流機能や研修機能を有効に活用しながら、連携してより一層効率的・効果的な研修・訓練の実施等を工夫する必要があります。

【参考】富山県広域消防防災センター

1. 施設の概要
- ・所在地 富山市惣在寺(そうざいじ)地内(敷地面積 約4.2ha)
 - ・構造 鉄筋コンクリート3階建て(一部2階建て)
 - ・延床面積 約12,730㎡
 - ・総工費 約49億円

2. センターの機能等

- 【平常時】
- ・消防・防災関係者の教育訓練・防災訓練(消防学校)、県民の防災教育
 - ・災害に備えた食糧・生活必需品等の備蓄
- 【災害時】
- ・災害対策拠点(県災害対策本部の補完機能)
 - ・食糧・生活必需品、救援物資の輸送、集積、配給を担う輸送拠点施設
 - ・県外からの応援部隊を受け入れるための受援機能

3. 施設内容

- ・大地震にも十分耐えられる耐震建築物、自家発電設備(3日分)、耐水性貯水槽
- ・備蓄倉庫【救援物資(寝具、防水シート、非常食、救助資機材、簡易トイレ)】

<全国トップクラスの訓練施設>



【主訓練棟】全国トップの高さ45m



【水難救助施設】深さ10m(水底は可動式)

<四季防災館>…災害を四季でとらえた体験型学習施設



【地震体験施設】



【風雨災害体験施設】



【初期消火体験施設】

(4) 周辺環境への配慮

県庁本館は、平成27年8月に国の有形重要文化財に指定され、「危機管理センター」の設置にあたっては、その景観や周辺環境に十分配慮する必要があります。

また、「まちなか県有資産有効活用検討懇話会」において、NHK富山放送会館跡地などを検討しており、その議論との整合性を図る必要があります。

4. 「危機管理センター」整備の基本的な考え方

地震等の自然災害をはじめ、事故やテロなど様々な危機管理事案に対し迅速かつ的確に対応するため、防災・危機管理機能の強化を図るとともに、平常時には、地域防災力の向上のための施設として利用できるよう、必要な機能・性能の確保を目標とします。

また、景観や周辺環境の保全にも十分配慮することとします。

【基本的な考え方】

(1) 防災・危機管理機能の強化

① 防災・危機管理の拠点施設

十分な耐震・耐浸水性能を確保しつつ、常設の災害対策本部等を設置するとともに、県庁各部署、国、市町村等との密接な連携するためのスペース、自衛隊、警察、消防及び関係機関等が活動する受援スペースの確保を目指します。

また、知事及び職員等の参集、防災関係部局の連携等が容易となる配置を検討します。

② ライフラインの確保

災害・危機管理事案は、24 時間対応となることから、「危機管理センター」の運営に必要なライフライン（電気、給排水、ガス等）、防災情報システムの自立機能、代替機能の確保を目指します。

③ 防災情報機能の充実

防災情報システム等の確実な稼働を図るとともに、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、緊急対策を決定するための防災映像機能の充実を目指します。

(2) 地域防災力の向上

自助や共助につながる地域防災力の向上を図るため、防災・危機管理関係者等の研修や交流を図る場の提供を目指します。

その際、広域消防防災センターとの連携に留意します。

(3) 景観や周辺環境への配慮

景観や周辺環境の保全に配慮しながら機能性（利便性、情報化対応性、ユニバーサルデザイン）や経済性（ライフサイクルコスト、耐用性）等を確保することとします。

【参考】防災・危機管理センターとは

防災・危機管理センターとは、「全庁的に対応するために災害対策本部等を設置するような危機の発生時において、情報を収集・整理・伝達するために設けられている場所であって、必要な機能を果たすための一定の設備を備えているもの」とされています。

※総務省消防庁「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
平成19年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）（平成20年2月）」

【防災・危機管理センターに求められる機能】

- 職員が緊急参集し、対策本部等を開催するための場を確保する機能
- 情報の収集と共有、伝達を行う機能
- 関係機関と連携を図るための機能
- 対応方針・対処措置の意思決定を行う機能
- 被災時等においても上記の機能を果たすことができる機能

【防災・危機管理センターに求められる構造・設備】

- ラジオ、テレビ、マルチスクリーン等のAV機器
- PC、プリンタ、電話、FAX、コピー機等の事務機器・事務用品
- 各種の多重化された情報・通信機器類
- 24時間持続的な稼働に対応するための専用空調設備、電源設備（無停電電源装置等）
- 耐震性を確保した壁面、機器の転倒防止等の措置

5. 「危機管理センター」の基本的な機能・性能

(1) 防災・危機管理機能の強化【非常時】

① 災害・危機管理の対応拠点施設

ア. 非常時に必要な施設等

災害対策本部室や政府の現地災害対策本部室、防災関係機関等が活動する受援のためのスペース（関係機関執務室）に加え、県民に必要な情報を提供するためのプレスセンターも設置します。

また、知事や職員等が速やかに参集できるよう、動線の確保や災害対策関係課の配置を工夫します。

【危機管理センターに整備する諸室の概要】

部 屋 名	概 要
災害対策本部長室	・本部長（知事）と本部員（部局長）が県の対策方針の協議を行う場
災害対策本部室 （オペレーションルーム）	・県職員や防災関係機関等が、被害状況等の情報収集、対策立案に必要な調整を行う場 ※具体的な配置は、平成 30 年度策定の受援計画を踏まえ決定
災害対策本部員会議室	・県及び関係機関等の情報共有、対策協議の場
災害対策本部事務局室 （防災・危機管理課、消防課執務室）	<ul style="list-style-type: none"> ・事態発生時当初から情報の収集等を行うとともに、災害対策に必要な業務の調整を行う場 ※平常時は、防災・危機管理課、消防課の執務室
危機管理監室	
無線統制室	
宿直室	
関係機関 執務室等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等が実施する災害対策に係る業務について、具体的に調整する場 ・可動間仕切り等によりレイアウトを状況に応じて変えられるものとする ※具体的な配置については、平成 30 年度策定の受援計画を踏まえ決定
政府現地災害対策本部室 都道府県・知事会 自衛隊 広域緊急援助隊（警察） 緊急消防援助隊 DMAT、医療関係 国土交通省 ライフライン 交通関係 ボランティア 救援物資 ほか	※平常時は研修・交流の場として活用
プレスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・県記者会見場、マスコミ等の控室 ※平常時は研修・交流の場として活用
休憩室・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応時、長期間継続して活動する場合の本部要員等の休憩室 ※男女別に整備
倉庫	・災害対応資機材・備蓄物資の倉庫
非常用発電機室・電気室	・非常発電機室・電気室
機械室・無線機械室	・空調設備・無線機械室

平常時には、県民の防災意識の高揚や、消防団や自主防災組織等の研修・交流の場として活用できるよう、レイアウトが変更できるようにします。

【参考】先進自治体におけるセンター設置諸室事例

災害対策本部長室



(兵庫県危機管理センター)



(滋賀県危機管理センター)

災害対策本部室 (オペレーションルーム)



(滋賀県危機管理センター)



(福島県危機管理センター)

災害対策本部員会議室



(兵庫県災害対策センター)



(滋賀県危機管理センター)

<p>災害対策本部事務局室</p>  <p>(兵庫県災害対策センター)</p>	<p>プレスセンター</p>  <p>(滋賀県危機管理センター)</p>
<p>関係機関執務室</p>  <p>(滋賀県危機管理センター)</p>	 <p>(福島県危機管理センター)</p>

イ. 耐震性の確保

迅速な災害応急対応を実施するためには、大きな揺れに耐えられる構造であるとともに、防災情報システムなどの機能の維持・確保が不可欠です。

このため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、防災拠点に求められる基準（建築基準法の目標耐震強度の1.5倍相当）を確保するとともに、建築設備（設備機器、配管等）については、甲類の基準を確保する必要があります。

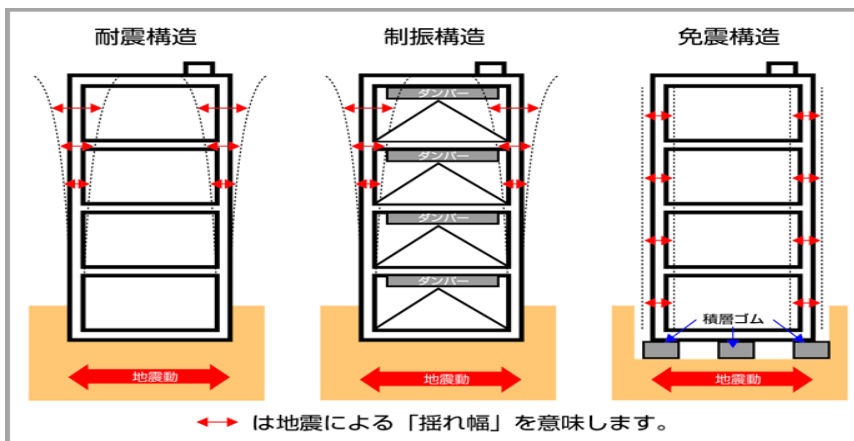
さらに、センター内の主要室の機器や備品については、床固定等の転倒防止対策も必要です。

【参考】耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（建築基準法で定める耐震性能の1.5倍）
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

【耐震・制震・免震構造の違い】



※建物の耐震性を高めるための工法は、耐震、制震、免震等があります。

今後、プロポーザルによる基本設計の段階で、立地条件等を考慮した技術的提案を踏まえて決定します。
(浸水対策等も同様です。)

ウ．耐浸水対策

災害対策本部等危機管理対応施設や、情報通信機能、ライフラインを維持するために必要となる非常用発電機や受変電設備を安全な高さに設置するなどの浸水対策を講じます。

エ．連絡通路等動線の確保

災害対策本部等が設置される際は、知事はじめ職員等が直ちに参集できるよう、本館や東別館等の執務室からのスムーズに移動できるよう、動線の確保が必要です。

防災・危機管理課と関係部局等との連携が容易となる配置を目指します。

② ライフラインの確保

災害応急対応は、24 時間持続的に実施するため、施設運営に必要なライフライン（電気、通信、給排水、ガス、燃料等）の自立機能・代替機能を確保することとし、3 日間（72 時間（※））以上、センターの機能を維持できるものとします。

※ 発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であり、発生直後からの災害応急対策の重要性を鑑みて、発災後「72 時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいとされています。

③ 防災情報機能の充実

ア. 防災情報機能の充実

浸水時に影響を受けないよう情報システム機器を「危機管理センター」に移転し、ネットワークの再構築等を通じてバックアップ機能の確保も検討することとします。

また、防災関係機関等の情報収集や調整等がスムーズに行えるよう、インターネット環境の整備を検討します。

イ. 映像情報機能の向上

映像情報機能については、老朽化した設備の更新を検討し、複数の映像の同時表示や、関係機関等との共有ができるよう災害時オペレーションシステムの導入を進めていくこととします。

種別	設備名称	担当所属	概要
映像設備	【新】マルチディスプレイ	防災・危機管理課	マルチ映像・画像による情報共有
映像設備	【新】映像マトリックススイッチャー	防災・危機管理課	各システムで収集した映像や画像をマルチディスプレイに表示
情報システム	【新】映像配信システム	防災・危機管理課	各システムで収集した映像や画像をインターネットを介して配信

【参考】先進自治体における映像情報システム事例



操作盤でレイアウトや画像を自由に設定
(TV、ヘリテレ、高所カメラ、河川など)

幹事会で詳細検討

(2) 地域防災力の向上【平常時】

① 研修機能

本県で発生が危惧される様々な種類の防災・危機管理事案や、どのような予防や対応が必要となるのかを知るための研修プログラム等を提供するとともに、県、市町村、防災関係機関・団体等の対応力を高める研修を行います。

また、防災関係団体等が実施する様々な研修の場として提供します。

② 交流機能

防災・危機管理事案への対応に関心のある団体・個人が打合せや交流ができるスペースを提供し、顔の見える関係づくりに寄与します。

また、防災に関するパネル等を設置するとともに、学校等の施設見学を積極的に受け入れるなど、県民の防災意識の高揚を図ります。

③ 広域消防防災センターとの連携

広域消防防災センターは、これまでも消防・防災関係者をはじめ広く県民の皆さんに訓練や研修の場として活用されてきています。今後は、それぞれの施設の特徴を活かした、より効率的な研修の場としての利活用を工夫します。

(3) 景観や周辺環境の保全等への配慮

誰もが安全で快適に利用でき、省エネルギーや環境負荷が少なく、景観にも配慮した、人や環境にやさしい危機管理センターとします。

① 社会性（地域性、景観性）への配慮

重要文化財である県庁本館や風致地区である富山城址公園等、周辺施設と調和した良好な景観を創出するものとします。

② 環境保全性（環境負荷低減性、周辺環境保全性）への配慮

長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により環境負荷の低減を図るとともに、並びに周辺環境に配慮するものとします。

③ 安全性への配慮

上記の地震、浸水以外の災害に対しても安全性を確保し、防災拠点庁舎の機能が維持されるよう配慮するものとします。

④ 機能性（利便性、ユニバーサルデザイン、室内環境性、情報化対応性）への配慮

庁舎として、誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいて整備するほか、空調設備や機械設備等からの機械音等の騒音対策や、利用形態に応じた適切な温湿度環境の維持に配慮します。

⑤ 経済性（ライフサイクルコスト、耐用性、保全性）への配慮

ライフサイクルコスト（建物の企画・設計から除却に至るまでに要する費用の総額）の最適化を図りつつ、建物の耐久性や将来の変化に対応できる柔軟性、維持管理等の作業が効率的に実施できる作業性、機器等の更新が経済的かつ容易に行える更新性を確保するものとします。

6. 「危機管理センター」の規模

幹事会で詳細検討

(1) 必要規模の考え方

「危機管理センター」には、災害対策本部等防災拠点としての機能のほか、自助や共助につながる地域防災力を高めるための研修の場を確保することとします。

※ 下記イメージは、現在の南別館（D案又はE案）に、滋賀県の防災危機管理センターを載せた9フロア（延床面積：約 9,000 m²）としたものです。

【防災・危機管理センターのフロア構成イメージ】

Aパターン：センターを上層に配置した場合

（既存の南別館）	9階	・非常用発電機 ・受電設備、空調設備 ・倉庫	各階共通 ・階段 ・廊下 ・EV ・トイレ ・水屋 など	平常時は研修室として活用
	8階	・本部長室 ・休憩・シャワー室 ・防危・消防課、無線室、宿直室		
	7階	・災害対策本部員室 ・政府現地対策本部		
	6階	・災害対策本部員会議室 ・関係機関執務室3室 <small>知事会、応援県、自衛隊、警察、消防、DMAT、国交省等</small>		
	5階	・関係機関執務室4室 ・プレスセンター		
	4階	他部局執務室		平常時は、交流、企画展示の場として活用
	3階	他部局執務室		
	2階	他部局執務室		
	1階	駐車場 エントランスホール		

Bパターン：センターを下層に配置した場合

（既存の南別館）	9階	・非常用発電機 ・受電設備、空調設備 ・倉庫	各階共通 ・階段 ・廊下 ・EV ・トイレ ・水屋 など	平常時は、研修室、企画・交流展示の場として活用
	8階	他部局執務室		
	7階	他部局執務室		
	6階	他部局執務室		
	5階	・本部長室 ・休憩・シャワー室 ・防危・消防課、無線室、宿直室		
	4階	・災害対策本部員室 ・政府現地対策本部		
	3階	・災害対策本部員会議室 ・関係機関執務室3室 <small>知事会、応援県、自衛隊、警察、消防、DMAT、国交省等</small>		
	2階	・関係機関執務室4室 ・プレスセンター		
	1階	駐車場 エントランスホール		

※ フロア構成については、基本設計等の中で決定します。

幹事会で詳細検討

(2) 諸室の床面積及び必要設備・備品

「危機管理センター」に求められる災害対策本部の機能や、大規模災害や危機管理事業の際に国、警察、消防、自衛隊等関係機関と連携して円滑に対応する必要なスペース等を考慮し、諸室の必要規模を、現状や先進県の事例(※)などを参考に概算で設定した。

また、災害対策本部機能を十分に発揮するために、各室には、想定される使用人数や利用形態などから、パソコン、電話、コピー機、机、椅子など必要な設備・機器やインターネット環境等を整備するものとします。

※ 滋賀県危機管理センター (平成 28 年 1 月供用開始)	構 造：鉄筋コンクリート造 階 数：地上 5 階建て 延床面積：5,487.10m ²
------------------------------------	--

【防災・危機管理センターの主な諸室面積と必要設備・備品】(Aパターン)

階数	部 屋 名	面積 (m ²) (※)			設備・備品	
		計画 (概算)	現行	【参考】 滋賀県		
9 F	倉庫		22	289	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応資材 ・備蓄品(水・食糧) ・事務用品 	
	非常用発電機室・電気室		—	150	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機 ・燃料タンク 	
	機械室・無線機械室		—	310	<ul style="list-style-type: none"> ・作業用机、いす(約 5 名規模) ・パソコン ・各種情報システムのサーバ等 	
8 F	災害対策本部長室		0	100	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長執務用机、いす ・パソコン ・電話 ・インターネット環境、庁内 LAN ・会議用テーブル・いす(約 10 名) ・情報監視用のモニタ等 AV 機器 ・仮眠用ベッド 	
	災害対策本部事務局室 (防災・危機管理課、消防課執務室)	危機管理監室	174	360	【執務室】 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監、職員執務用机・いす ・パソコン、プリンタ、コピー機、電話、FAX、ホワイトボード、書庫等の事務機器・事務用品(約 30 名規模) ・インターネット環境、庁内 LAN ・打合せテーブル・いす(約 20 名) 	
		無線統制室		18	91	【無線統制室】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム・無線システムの各種端末等
		宿直室			43	【宿直室】 <ul style="list-style-type: none"> ・机・いす(1～2名) ・テレビ、ラジオ、パソコン(各種情報収集端末)、電話、FAX ・仮眠用寝具
		休憩室・シャワー室		0	180	<ul style="list-style-type: none"> ・仮眠用寝具(約 30 名規模) ・ロッカー ※男女別に整備

7 F	災害対策本部員室 (オペレーションルーム)		237 ※大ホール	552	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル・いす (約 200 名規模) ・パソコン ・インターネット環境、庁内 LAN ・情報共有用の大型映像情報モニタ ・ホワイトボード ・プリンタ、コピー機、電話、FAX ※室内のどこからでも大型映像情報モニタが見やすいように配慮 ※多人数が電話、インターネット、庁内 LAN を同時に使用できるよう配慮
6 F	災害対策本部員会議室		235 ※大会議室	241	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル・いす (約 100 名規模) ・パソコン ・インターネット環境、庁内 LAN ・会議用マイクシステム ・大型映像情報モニタ ・電話・コピー機 ・ホワイトボード
	政府国現地災害対策本部室		0	1,075 ※12 部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル・いす (約 50 名規模) ・インターネット環境
6 F ・ 5 F	関係機 関執務 室	都道府県・知事会			<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル・いす (約 30 名規模/部屋を 11 部屋程度) ・パソコン ・インターネット環境 ・ホワイトボード ・電話、FAX、コピー機 ※レイアウトを状況に応じて変更されるよう設備面 (電話、インターネット環境等) でも配慮
		自衛隊			
		広域緊急援助隊 (警察)			
		緊急消防援助隊			
		DMAT、 医療関係			
		国土交通省			
		ライフライン 交通関係			
		ボランティア 救援物資ほか			
5 F	プレスセンター		0	220	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用テーブル・いす (約 60 名規模) ・インターネット環境 ・モニター ・ホワイトボード ・電話、FAX ・音響機器 (マイク) ※マスコミ各社が電話、インターネットを利用できるよう配慮
1 F	エントランス		—		<ul style="list-style-type: none"> ・展示物 ・簡易打合せ用テーブル・いす
	駐車場		—		※駐車スペース数については、設計上可能な台数

※ 上記のほか、階段、エレベーター、廊下、トイレ、給湯室等の共用スペース (各階約 300 m²) と想定しています。

※ 各室の詳細な面積や設備・備品等については、配置や使用人数等も勘案しながら、今後、基本・詳細設計の中で決定します。

7. 整備スケジュール

危機管理センターの整備スケジュールについては、平成30年度中に基本設計に着手することとします。その後、実施設計・入札手続きを経て、平成32年度の着工、平成34年度供用開始を目標としています。

基本設計の選定方式については、業者選定の透明性・公平性の確保及び提案者の技術力や提案を評価できる「公募型プロポーザル方式」を採用することとします。

	南別館解体	新棟建設	本庁舎 浸水等対策
30年度	実施設計 仮庁舎移転 解体準備工事	基本計画策定 プロポーザル 基本設計	
31年度	解体工事	実施設計 入札手続	
32～33年度		新棟 建設工事	実施設計 工事
34年度	供 用 開 始		